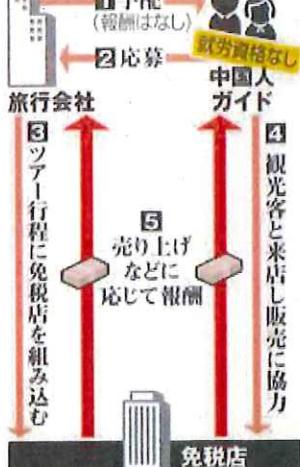


ドを委託した福岡市と東京都の旅行会社3社の役員計3人を同法違反(不法就労助長)容疑で、報酬を渡したものと市と東京都の免税店運営会社3社の役員計3人を不法就労助長の帮助容疑でそれぞれ書類送検した。

就労資格がないのに中国人観光客のガイドをして不正に報酬を得ていたとして、福岡県警は出入国管理法違反（資格外活動）の疑いで中国人的の女を逮捕、男を書類送検し3日発表した。2人は免税店で観光客の買物を支援する報酬として、少なくとも約7600万円を免税店側から受け取っていたという。



内はほとんどしない。高額商品を買わせれば買わせるほど、店側からの報酬も増える。1日20万円以上を稼ぐこともあったが、数千円の日もあったという。

昨年11月の早朝、博多港（福岡市）の駐車場には多くの大型バスが並び、ガイ

報酬のボランチながら、『紹介免稅店側から為は一般化して手旅行会社員背景には、急デルがある。中社から安価でク

報酬のボランティアを名乗りながら、「紹介料」名目で免税店側から報酬を得る形は一般化している」と手旅行会社員は指摘する。背景には、急増するクルーズ船ツアーデルがある。中国の旅行会社から安価でクルーズ船ツ

つていませんよ」「ここで必ず買ってください」などと商品の購入をおられた例もあり、「高額な商品を買わされた」などの苦情が昨年は約50件寄せられた。担当者は「取り締まりを強化したい」と話す。

マージン頼みのツアービジネス急増

クルーズ船で来日する中国人ツアーカー客が急増する中、無資格のガイドが摘発された。免税店でツアーカー客の買い物をあおり、売り上げの見返りに報酬を得ていたとみられ、観光庁には苦情も寄せられていた。

ツアーカーのガイドをした経験がある20代の男性は話す。免税店の売り上げに応じて報酬が支払われるため、ツアーカー客に商品を買わせることに専念し、観光客

「クルーズ船のガイドはギャンブルだ」

どみられる男女が集まっていた。資格を持っているか尋ねると、「ボランティアです」と口をそろえた。中国語の通訳案内士や国の特区制度を利用した九州限定の「特区ガイド」が不足する中「法に触れない無一でガイドに」「ここでしか売店側から支払われる「マージン」が頼みだ。それを無税店での売り上げに応じて収益を上げるために、免税店による「免観光厅によると、免税店の資格ガイドが支える。

のツアービジネス急増

認。ガイド2人と旅行会社役員3人、免税店運営会社の役員1人は容疑を認めているという。

士」の国家資格も必要だが、ガイド2人は無資格だった。旅行会社は2人に報酬は支払わず、「ボランティア」名目で委託。実際に県警はみている。(井上裕)

アレ代だけで利益が見込めない旅行会社が免税店からの報酬を得るため、ガイドの販売支援に頼っていたと

爆買い無資格ガイド容疑

はクルーズ船で到着するツアーアー客のバスごとにガイドを割り振っていた。旅程で免税店を組み込み、ガイドが案内。購入時にバスの乗車などが登録され、売り上げに応じて免税店側から旅行会社とガイドに報酬が支払われる仕組みだった。

外国人観光客を有償でガイドするには「通訳案内

は免税店側から2人の口座へ入金があり、県警は報酬にあたると判断した。 博多港(福岡市)へのクルーズ船寄港回数は昨年、横浜港を抜いて日本一となつた。ツアーの価格競争は厳しく、1人1千円を切るものや旅行会社が中国側の旅行会社に金を払つて来てもらうものもあるという。ツ



(出典) 山添拓事務所撮影資料 2017年5月25日 参議院 国土交通委員会 山添拓 日本共産党



(出典) 山添拓事務所撮影資料 2017年5月25日 参議院 国土交通委員会 山添拓 日本共産党

通訳案内士制度に関する質問とそれに対する回答

参考資料1

番号	受付日	内閣府への取り扱い登録要請日	提案事項	提案の具体的な内容等		提案者 記載法規 令等	提案件 主体	所管 官庁	該当法 制度の現状	該当法 制度の分類	措置の概要(対応策)	
1	27年 11月 27日 12月 26日	28年 1月 15日 1月 22日	通訳案内士法(1949年第36条)による旅館業の規制緩和を実施するため、通訳案内士業の規制緩和を実施する方針を示す。	個人	国土交通省	通訳案内士法 第210号	通訳案内士は、外国人に付き添い、外国语を用いて、有償で旅行に関する案内を業として行うための国家資格であり、通訳案内士ではない者がより容易になり、地域における観光やビジネスの取扱いの効果も期待できる。しかし個人の中にはプロフェッショナルとして通訳案内を行っておらず、そのための費用がかかる個個人の中には、そのような資金がないことは現実的ではない。また、訪日外国人旅行者のニーズも多く、現時点ではそれを維持するだけの立法事実があるのかは、批判的に検討されるべきである。	通訳案内士法 第210号	通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内を業として行なはれないと想定するが、從前の画一的な資格・研修を体験したいとする旅行者が増えているが、從前の画一的な資格・研修を想定してはならない。	不可	対応	通訳案内士法による旅館業の規制緩和を実施する方針を示す。
2	27年 11月 27日 12月 30日	28年 1月 15日 1月 22日	【提案内容】 通訳案内士を必要とするツアーガイドの規制緩和を実施することについて、通訳案内業務に対する側面の規制緩和を実施する方針を示す。 【提案理由】 現在、訪日外国人旅行者の増加にともない、通訳案内士の数が不足。通訳案内士に付けることになつてゐるが、どのようなツアーアイドが対象になるか明確化すべき。例えば、観光施設の担当者が日本語で説明する場合の通訳についても、通訳案内士が必要になるか不明確。	個人	国土交通省	通訳案内士法 第210号	通訳案内士は、外国人に付き添い、外国语を用いて、有償で旅行に関する案内を業として行うための国家資格であり、通訳案内士ではない者がより容易になり、地域における観光やビジネスの取扱いの効果も期待できる。しかし個人の中には、そのような資金がないことは現実的ではない。また、訪日外国人旅行者のニーズも多く、現時点ではそれを維持するだけの立法事実があるのかは、批判的に検討されるべきである。	通訳案内士法 第210号	通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内を業として行なはれないと想定するが、從前の画一的な資格・研修を体験したいとする旅行者が増えているが、從前の画一的な資格・研修を想定してはならない。	不可	対応	通訳案内士によるツアーガイドの規制緩和を実施する方針を示す。
3	27年 11月 27日 12月 30日	28年 1月 15日 1月 22日	【提案内容】 通訳案内士資格制度や試験内容等の見直し 【提案理由】 訪日外国人旅行者の増加にともない、通訳案内士の数が不足。通訳案内士は、報酬を受け、通訳案内を行う者は通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けるが、そのため、有資格者がなかなか増加しないという問題が発生している。現資格制度や通訳案内士の試験内容等の見直しを行うべき。	個人	国土交通省	通訳案内士法 第210号	通訳案内士法に基づき、(独)国際観光振興機構(JNTO)がその試験事務を行つており、試験課題等の専門家からなる試験委員を選任し、作成しております。	通訳案内士法 第210号	通訳案内士法による旅館業の規制緩和を実施する方針を示す。	不可	対応	通訳案内士によるツアーガイドの規制緩和を実施する方針を示す。

出典：2016年1月28日第57回規制改革会議提出資料（山添拓事務所にて一部加工）

2017年5月25日 参議院 国土交通委員会 山添拓 日本共産党

第12回 通訳案内士制度のあり方に関する検討会の開催結果について（概要）

平成28年2月29日
観光庁観光資源課

我が国に通訳案内士制度が創設されて60年以上が経過している中、訪日外国人旅行者数の増加及びニーズの多様化に的確に対応できるよう、中長期的な視野から、新たな通訳案内士制度を構築するための具体的な方策について検討を行うため、「第12回 通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を開催しました。

1. 開催日時・場所

- ・ 日時：平成28年2月29日（月）15:15～17:15
- ・ 場所：中央合同庁舎2号館15階 海事局会議室



2. 出席者（別紙のとおり）



3. 配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料1】観光を巡る状況について
- ・ 【資料2】規制改革会議の検討状況について
- ・ 【資料3】業務独占のあり方について

4. 検討会での発言等

事務局より、資料1について報告後、資料2及び資料3の説明を行い、議論を行った。以下はそのうち主なもの要約。

○有資格者はほとんど活用されておらず、訪日外客の数が増えても、質の保証のある国家資格者と特例ガイドで対応可能。数は不足していない。

○質の低いガイドや悪質なガイドが増加し、安全で信頼できる日本の印象が損なわれ、リピーターの増加も望めなくなる懸念がある。

○通訳案内士試験の受験者が減り、将来の優秀な人材が育たなくなる恐れがあり、インバウンドの旅行会社が安心してツアーを依頼できる優秀な通訳案内士を探すことが困難となる懸念がある。

○悪質な商売をする中国などからの闇ガイドの横行を許し、近い将来、きちんと日本を紹介できる、質の高い通訳案内士が見つからなくなる危険性がある。

- ガイドは訪日のお客様の安全を守るための的確な情報を与える、危機管理の任務も備えており、他の業務独占職と同等以上の責任がある。
- 業務独占を廃止すると、若い受験者は、これから難しい試験を受けるような気持ちがどんどんなくなっていく。なぜ、ここで業務独占の廃止をしなければいけないのか、理由がいまいちわからない。
- 万が一、業務独占が外れた場合においても、旅行会社が依頼する場合は、必ず通訳案内士でなくてはいけない、あるいは、FITが個人でガイドを雇う場合は、一定の部分は業務独占を外すことはやむを得ないとするなど、方法はあるのではないか。
- 業務独占を維持するのであれば、例えばA、B、C、Dぐらいの5段階ぐらいにして、旅行会社が依頼する観光ツアーには必ずそのA、B、Cレベルの人が従事しなくてはならないこととし、それ以外の個人の観光客への対応には、下のレベルのランクでもよいというような、柔軟性を持った改善策を考える方法もあるのではないか。
- 韓国が、1999年に規制緩和を行った後、10年経って、資格制度を復活させたという事例にわれわれも学ぶべき。
- 通訳案内士制度の見直しの有無にかかわらず、ガイドのレベルを確認できるクオリティーの指標は必要。旅行会社としては、レベルの高い方を使うので、業務独占を撤廃するか維持するかは一つの判断だろうが、運用的には限りなく今の資格制度に近づく。
- 実態としては、口コミが、どこまで全世界の旅行会社に共有を徹底できるかというと、非常にハードルは高いと思う。口コミで担保というのは、現実的ではない。
- 仮に業務独占がなくなったとしても、明確にクオリティーが担保できるというのがあれば、旅行会社はクオリティーの高い人たちを中心に使っていくことに現実的にはなる。ただし、これから先、若い人のモチベーションが落ちて、さらにそういうクオリティーを取りにいこうという形になりにくくなるのかなという危惧がある。
- キックバックやぼったくりのような話は、業務独占の議論とは別の議論ではないか。
- ラーメン屋を案内できる人が10倍に増えて何の解決にもならない。旅行会社で手配できるレベルの人を2倍、3倍にするほうがはるかにいい。
- 業務独占を廃止すれば、現在資格のない東南アジア国々の旅行者についても手配

してほしいとの話が出てくる。そうした時に品質の保証ができないので、我々旅行会社にとっては、今後新たな問題になると考えている。

- 業務の範囲に関する整理が不明確なところがあるので、そこは明確にする必要があるのではないか。
- ガイドのレベルについては、業務独占で確保するのか、別の仕組みを構築するかはともかく、一定程度確保したい。
- 業務独占規制を維持しつつ、東南アジアやイスラム圏の言語の扱いも検討する必要があると認識している。

次回の検討会の日程については、後日事務局から調整することで閉会。

規制改革会議での検討状況（観光庁ヒアリング①）



1. 開催日時、場所

平成28年1月28日（木）16：10～17：20
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室

2. 議題

通訳案内士制度の見直しについて

3. 出席者

- (1) 規制改革会議
河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、岡議長、大田議長代理ほか各民間委員
- (2) 要望者（長島・大野・常松法律事務所）
藤原 総一郎 弁護士
殿村 桂司 弁護士
宇治 佑星 弁護士
- (3) 観光庁
加藤 観光庁観光地域振興部長
長崎 観光庁観光地域振興部観光資源課長

4. 議事

冒頭、要望者である藤原 総一郎弁護士が通訳案内士法の業務独占を廃止すべきである旨説明し、それを受け、観光庁より通訳案内士制度における業務独占の考え方を説明。

その後、民間委員との質疑応答を行った。

提案者の意見

- ・資格や研修で得られる画一的な知識・経験では、食べ歩き、スポーツ大会時の周辺観光等、個人が有している生のユニークな知識・経験を有償でガイドしたい個人のニーズ及びこうしたユニークな体験をしたいという多様な旅行者のニーズに対応できない。
- ・マッチングサイトを通じた口コミ情報などにより、質の悪いサービスは市場から淘汰されるので、国家資格による一定の品質確保に対するニーズに対応するには、名称独占で対応可能。

観光庁の意見

- ・業務独占については、様々な意見があるが、ぱったくり問題、低品質な旅行に関する苦情や地域ガイドの着実な実施に取り組むべきとの声があり、まずは、以下の対策を講じた上で検討していく。
- ・資格が必要な業務範囲を明確にするとともに、訪日外国人旅行客の増加に的確に対応出来る資格取得者を確保することにより現場で発生している問題を解消。
- ・無資格ガイド問題については、両罰規定の導入と、法の適正な執行により、旅行者が安心できる環境を確立。

規制改革会議委員の意見

- ・業務独占の見直しが適切でない理由として無資格ガイドの存在を挙げているが、そもそも取締りをしていない。仮に取締りを徹底した場合、旅行会社はガイドのコストを確保するため、たくさんキックバックがもらえる店に連れて行くことになり、かえって事態が悪化するのではないか。
- ・業務の範囲を考える必要がある。ラーメン屋への案内が「旅行に関する」に当たるのか。例えば、全国を案内して周るのは業務独占を維持し、個別のエリアやテーマに限定されるものを対象外とするのも一案。
- ・業務独占の理由として、かつては旅行者の保護があったかもしれないが、現在は口コミなど、ネットで情報を発信できる環境にある。そのような情報を通じ悪質ガイドは淘汰されるはず。
- ・インバウンドが急増している中でガイドの需要も増えているはずで、現在の通訳案内士の数で対応出来ているとは思えない。供給量を増やすために業務独占を廃止すべき。
- ・中国からは昨年、500万人の旅行客が来ているが、2,291人のガイドで対応できるのか。業務独占自体に無理があるのではないか。外国人の方の自由なニーズに対応できるシステムを作り上げることが大事。
- ・日本語で旅行に関する案内を行うということと、旅行に関する案内を外国語で通訳することは、全く資格は不要なのに、これを1人で行うと業務独占になるということについて疑問。
- ・形式上、旅行者からガイド代を取らないボランティアであっても、キックバックでもうかるためガイド料は無料でもやっていいける。どうしてこの制度で無資格ガイドを防げるのか。

岡議長のとりまとめ

- ・本日の議論を踏まえ、規制改革会議においてもさらに検討していきたい。
- ・本件は業務独占を廃止するしかないと考えており、観光庁においてもその方向で検討してもらいたい。
- ・選択肢を増やす環境を国が作って、その選択肢を民間が活用するということではないか。

（観光庁資料）

規制改革会議での検討状況（通訳案内士団体ヒアリング）



1. 開催日時、場所
平成28年2月10日（水）16：10～17：20
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
2. 議題
通訳案内士制度の見直しについて
3. 出席者
 - (1) 規制改革会議
河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、岡議長、大田議長代理ほか各民間委員
 - (2) 通訳案内士団体
全日本通訳案内士連盟（JFG）松本 美江 理事長
通訳ガイド＆コミュニケーション・スキル研究会（GICCS）ランデル 洋子 理事長
日本観光通訳協会（JGA）萩村 昌代 会長
日本文化体験交流塾（IJCEE）米原 亮三 理事長
全日本韓国語通訳案内士会（KGO）高田 直志 代表
 - (3) 観光庁
加藤 観光庁観光地域振興部長

4. 議事
冒頭、通訳案内士の5団体より、業務独占についての見解を中心に意見を述べた後、規制改革会議委員との質疑応答を行った。

通訳案内士団体の意見

○全日本通訳案内士連盟（JFG）

- ・通訳案内士が足りないという委員の意見は、中国語・韓国語のガイドが無資格者に市場独占されている現状、セルフガイドをする外客が大多数であること、更には合格者の増大や地域ガイドの拡大が進んでいることから正しいとは言えない。よって、**ガイドの不足は業務独占を外す理由にならない**。
- ・業務独占の廃止は、質の保証がないものや一部悪質な無資格者のサービスを正当化するだけでなく、真面目な有資格者がいなくなる。
- ・**通訳案内士にはツアーナー中の怪我防止のご案内や急病時に病院に付き添い通訳も務めるなど、他の業務独占資格と同等以上の責務がある。**

○通訳ガイド＆コミュニケーション・スキル研究会（GICCS）

- ・旅行客を安全に、かつ日本を正しく適正に案内するためには、語学力、知識力、異文化間の橋渡し力を備えた人材が従事すべき。
- ・地域ガイド制度の活用やガイドラインによる業務範囲の明確化により、現在の問題は解決可能。

○日本観光通訳協会（JGA）

- ・業務独占の維持により、ガイドレベルの品質が国家によって保障される。
- ・**韓国では、1999年に通訳案内士制度の業務独占を廃止したが、その後、中国人観光客を中心とするぼったくり問題が社会問題化したため、2009年に再び業務独占を復活させた。**このような事実に学ぶべき。

○日本文化体験交流塾（IJCEE）

- ・地域ガイドの拡大により、規制改革会議の委員が念頭においている業務独占とは実態が異なってきている。
- ・通訳案内士の役割は、日本文化などを伝え、新たな魅力を発掘する等、観光の質を保証するもの。

○全日本韓国語通訳案内士会（KGO）

- ・アジア諸国のようにインバウンドビジネスに性的なサービスはつきものであることを認識すべき。
- ・訪日客に対する詐欺行為等を取り締まる観光警察を創設すべき。

規制改革会議委員の意見

- ・通訳案内士の仕事が優れているのは理解できるが、**なぜ、業務独占でないといけないのか。業務独占が廃止されても、名称独占が残れば質の高いサービスは残るはず。**
- ・一般的な会議等の通訳には、名称独占も含め**資格制度自体がないが、通訳案内士にはなぜ資格制度が必要なのか。**
- ・ボランティアでガイドする分には資格が不要であり、ぼったくりの土産屋に連れて行くこともできる。
そのような状況でなぜ、業務独占でぼったくりの問題を防ぐことができ、業務独占がないとそれが防げないと言えるのか。
- ・旅行者の安全の確保は通訳案内士の業務や法的責任の中には含まれていないのではないか。

岡議長のとりまとめ

- ・通訳案内士の皆さんのがプライドを持って活動されているのはよく分かった。一方で、委員の方々からは業務独占の必要性について疑問があるという意見が多くあった。規制改革会議では引き続きこのテーマについての検討を継続していきたい。

（観光庁資料）

1. 開催日時、場所
平成28年4月8日（金）14：00～15：15
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
2. 議題
通訳案内士制度の見直しについて
3. 出席者
 - (1) 規制改革会議
河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、岡議長、大田議長代理ほか各民間委員
 - (2) 観光庁
蝦名観光庁次長
加藤 観光庁観光地域振興部長
長崎 観光庁観光地域振興部観光資源課長
4. 議事
冒頭、観光庁より、通訳案内士制度の見直しについて説明した後、規制改革会議委員との質疑応答を行った。

各委員の意見

- ・個人・団体ともに業務独占を外すということはいいのか。業務の範囲については、具体的かつ明確なものとなるようすべき。
- ・団体旅行の質の確保は、本来旅行業者の責任であり、必置規制のような過度な規制をかけるのは不適切。旅行会社の主体的な選択に任せるべき。
- ・法改正のスケジュールはどのように考えているのか。業務独占の廃止だけでも早く措置すべき。

河野大臣の意見

- ・観光ビジョンの目標を上向きにしているのであれば、今年はもう2016年なのだから、来年の通常国会ではなく、業務独占をやめるということだけ、今通常国会に議員立法でもなんでも出すべき。それぐらいのペースでやらないと、観光庁は何の為に立ち上げたのか、観光産業の育成を邪魔するような役所だったら、やめてしまえばいい。
- ・春の予算のレビューでは、観光庁は全面的にレビューの対象にさせてもらおうと思っているが、重点項目でもやる。
- ・観光庁があることで、観光産業が育っているのか、それとも邪魔をしていて伸びるところが伸びないのか、どちらだ。
- ・観光産業が育っているのであれば、業界が観光庁予算を負担すればいい。
- ・観光庁が作られた時の目的はハッキリしているのだから、観光庁が真面目にどれぐらいのペースで仕事をしているのか考えてもらわなければならない、でないと観光庁はもういらないという話になる。

岡議長の意見

- ・旅行会社に一定の資格を持った通訳案内士を確保させるために周知するのはいいが、必置規制として通訳案内士の使用を旅行会社に義務付けるのはおかしい。

（観光庁資料）